

令和8年度南米次世代育成推進事業委託業務に係る参加意思確認及び提案を求める公告

「令和8年度南米次世代育成推進事業」については、一般財団法人岡山県国際交流協会を相手方として、随意契約手続を行う予定としているが、他の者で下記3の資格要件を満たし、本事業の受託を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を招請する。

公募の結果、下記3の資格要件を満たすと認められる者がいない場合は、下記契約予定先との随意契約手続に移行する。

なお、下記3の資格要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、下記契約予定先及び当該応募者の提出する提案書等及び見積書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

令和8年4月8日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 提案に付する事項

(1) 業務名

令和8年度南米次世代育成推進事業

(2) 業務内容

令和8年度南米次世代育成推進事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

2 契約予定先

岡山市北区奉還町二丁目2番1号

一般財団法人岡山県国際交流協会

3 資格要件

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県内に事業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）

- に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (7) 当該事業と類似する業務の実績を有していること。
 - (8) 当該事業を実施する上で、実施に必要な能力及び経理事務等の的確な処理体制を有していること。
 - (9) 岡山県税を滞納していない者であること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県県民生活部国際課

電話：086-226-7283

FAX：086-223-3615

E-mail：kokusai@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 参加手続等

- (1) 提案参加資格確認申請書（様式第1号）及び仕様書の配布の期間及び場所
 - ア 配布期間 本告示日から令和8年4月21日（火）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。
 - イ 配布場所 上記3の場所に同じ。
なお、岡山県県民生活部国際課のホームページからダウンロードすることができる。（<https://www.pref.okayama.jp/site/321/1031395.html>）
- (2) 提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期限、場所及び方法
 - ア 提出期限 令和8年4月21日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 - イ 提出場所 上記3の場所に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。）
ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。
- (3) 提案参加資格要件の審査

提案参加資格確認申請書を提出した者について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この提案に参加することができない。

(4) 仕様書等に対する質問の受付及び回答

- ア 受付期間 本告示日から令和8年4月20日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
- イ 質問方法 「仕様書に対する質問・回答書(様式第2号)」により、下記電子メールにより提出すること。送信後は、送信した旨を電話連絡し、受取の確認を行うこと。
- ウ あて先 E-mail : kokusai@pref.okayama.lg.jp
- エ 回答方法 随時、岡山県県民生活部国際課のホームページに掲載する。

5 企画提案

(1) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和8年4月27日(月)午後5時まで
- イ 提出場所 3の契約条項を示す場所に同じ。
- ウ 提出書類 ①提案書(様式第3号)【原本1部+写し3部】
②業務計画書(任意様式・A4縦(横書き))【4部】
③支出計画書(様式第4号)【原本1部+写し3部】
④見積書(任意様式)【原本1部+写し3部】
※見積書には会社名及び役職、代表者名を明記の上、代表者印を押印すること。
⑤当該類似事業に係る資料(任意様式)【4部】※該当がある場合のみ
⑥岡山県税の全税目について滞納がないことを証する書類【1部】
- エ 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。)ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(2) 審査方法

- ア 岡山県県民生活部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。
- イ 審査の過程において、事務局から随時、説明、追加資料の提出を求める場合がある。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

6 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年3月20日規則第8号)第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 契約を締結するに当たっては、暴力団の排除にかかる誓約書の提出を要する。なお、この誓約

書を提出しないときは、当該契約を拒んだものとみなすので留意すること。

(4) 提案書等の作成、提出等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 提出された書類は返却しない。